

免許証記載事項変更届（法第9条）

1 内容

免許証の記載事項に変更が生じたときは、変更が生じたときから15日以内に免許証を添えて届け出て、免許証を書き換えなければなりません。

申請者は、麻薬施用者、麻薬管理者個人です。

<麻薬施用者の届出対象となる変更事項>

- ① 免許者本人の住所、氏名の変更
氏名変更の場合は、変更したことが確認できる書類の写し（戸籍抄本、医師免許証の書換申請書類等）を添付してください。
- ② 従として診療に従事する麻薬診療施設の追加、又は削除
- ③ 麻薬業務所の所在地変更、名称変更
県内で勤務先の麻薬業務所を変更する場合も該当します。なお、県外病院等への転出は業務廃止届が、県外病院等からの転入は新規免許申請が必要になります。
- ④ 麻薬を直接取り扱わない施設から取り扱う施設への変更等
麻薬金庫の確認をしますので、金庫設置状況を示す写真、図面等を添付してください。

<麻薬管理者の届出対象となる変更事項>

- ① 免許者本人の住所、氏名の変更
氏名変更の場合は、変更したことが確認できる書類の写し（戸籍抄本、医師免許証の書換申請書類等）を添付してください。
- ② 従事している麻薬業務所の名称変更
麻薬業務所が移転により所在地が変わる場合、麻薬診療施設の開設者が変更になるとき（個人から法人への変更等）は、記載事項変更ではなく、現麻薬管理者の廃止及び新規の免許申請が必要となります。また、残余麻薬届も必要です。
手続きについてわからないときは、薬務課（Tel.電話 0952 - 25 - 7082）までお問い合わせください。
- ③ 麻薬を直接取り扱わない施設から取り扱う施設への変更等
麻薬金庫の確認をしますので、金庫設置状況を示す写真、図面等を添付してください。

2 提出書類、部数

- ・ 免許証記載事項変更届 2部
- ・ 免許証原本

※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 提出期限

届出の事由が生じた日から 15 日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

免許者の住所や麻薬業務所の所在地が、地番変更（土地区画整理に伴う変更等）や市町合併により変わる場合、地番変更についての記載事項変更届は必要ありません。

地番変更後に免許継続申請等の申請・届出手続きを行う場合は、新しい住所を記載して手続きを行ってください。